

総社市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第1号

総社市議会基本条例の一部を改正する条例

総社市議会基本条例（平成25年総社市条例第33号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（市民参加及び市民との連携） 第5条 略 2～5 略 6 議会は、広く市民に対し本会議及び委員会の傍聴を呼びかけ、並びに市内の小学校、中学校、<u>義務教育学校及び高等学校</u>に対し議事堂等の見学を呼びかけるものとする。</p>	<p>（市民参加及び市民との連携） 第5条 略 2～5 略 6 議会は、広く市民に対し本会議及び委員会の傍聴を呼びかけ、並びに市内の小学校、中学校、高等学校に対し議事堂等の見学を呼びかけるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。